

甲府市にお住まいの方へ

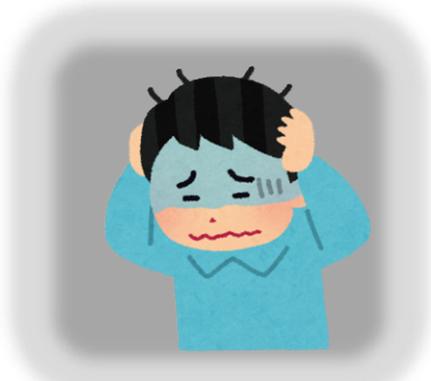
もしも、生活に困った時は・・・



ひとりで悩まず、まずはご相談ください

このようなことで悩んでいませんか？

病院にかかるお金がない
ケガをして働けない



生活に困った・・・
家計が苦しい・・・



家賃を払えなくて
住むところがない



収入が不安定で
生活が不安



※本市にはさまざまな支援があるので、裏面をご覧ください。

甲府市役所本庁舎3階⑧番窓口にご相談ください

☎ 055-237-5742 (生活支援についての相談)

☎ 055-237-5431 (生活保護についての相談)

受付時間

8:30~17:15

月曜日~金曜日 (祝日・年末年始を除く)

◆生活支援について◆

生活困窮者自立支援制度に基づく支援です。

自立相談支援

生活の困りごとや不安を支援員がお聞きします。どのような支援が必要か一緒に考え、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

住居確保給付金の支給

離職等により住居を失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間（原則3か月間で最長9か月間）、家賃相当額を補助します。また、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助します。※申請にあたっては、一定の要件があります。

就労準備支援

生活リズムの改善や社会との関わりに不安があるなど就労に向けて準備を整えたい方を対象に、社会参加のための力を養いながら就労に向けた支援を行います。

居住支援（一時生活）

住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の方に対して、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間内に限り、宿泊場所や衣食の提供を行い、自立に向けた支援を行います。

家計改善支援

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、早期の生活再生を支援します。

子どもの学習・生活支援

子どものいる生活困窮世帯（生活保護世帯・就学援助世帯等）の貧困の連鎖を防止することを目的に、中学生の学習支援を行います。就学支援相談員が家庭を直接訪問し、学習支援等や保護者（親）への進学助言等の必要な支援を行います。

◆生活保護について◆

生活保護制度

自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することが出来ない方（世帯）に、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する日本国憲法第25条や生活保護法で定められた制度です。

支援員があなたの悩みをお聞きして、
一緒に考え、より良い解決のお手伝いをします！

